

## 質疑応答書

令和6年12月13日

事業者 各位

会津若松市長 室井 照平

令和6年12月11日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答いたします。

記

案件名 : 会津若松市役所本庁舎ほか8施設で使用する電力の供給

### ○質問事項

#### (1) 再入札に関して

弊社は立ち合いせず初度入札のみ参加し、落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。

その場合の初度入札書提出時に二回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。

#### (2) 現在の契約内容

現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等 自家発補給電力の契約はございますでしょうか。

#### (3) 書面データに関して

入札書や事前確認書類の書類をPDFではなく、ExcelやWordデータで頂くことは可能でしょうか。

#### (4) 支払い方法について

お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。

また、分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。

#### (5) 違約金に関して

協議制契約の場合契約電力変更を1年以内に複数回行う場合等、お客様に起因して供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか。

#### (6) 契約電力の変更

契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか。下記確認をお願いいたします。

(500kW未満の実量制契約の場合)

直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。

(500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合)

契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)

(500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合)

契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間を頂きます。

管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。

(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)

#### (7) 契約書に関して①

弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。

また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気供給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。

#### (8) 契約書に関して②

契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。

契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。

その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。

(9) 請求書について①

弊社の請求書は、原則、翌月 10 営業日迄に Web サイト上で開示、15 営業日迄に原本の到着とし（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）、検針日から 30 日以内にお支払いいただくこととし、年度末も同様の対応をいただいておりますがご了承いただけますでしょうか。

ご了承いただけない場合協議により決定させていただきますが問題ございませんでしょうか。

(10) 請求書について②

弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード可能）

(11) 燃料費調整に関して①

請求書の表記（2025 年〇月分）について、

【線上検針の場合】

弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2025 年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は 2025 年 4 月分となります。これについて経理上不都合はございませんか。

【分散検針の場合】

弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 18 日から 2025 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は 2025 年 5 月分となります。これについて経理上不都合はございませんか。

(12) 燃料費調整に関して②

弊社では、入札時に管轄エリアのみなし小売電気事業者が現在適用・実施している燃料費等調整制度を前提とし単価設定を行っております。

弊社が落札した場合、入札時のみなし小売電気事業者の燃料費等調整制度を契約期間中適用させて頂く事を前提としております。入札以降にのみなし小売電気事業者の燃料費等調整制度が変更された場合には全体の電気料金が入札時の料金に比べて大きく変動する可能性があるため協議とさせていただきたいのですが問題ないでしょうか。

○回答

(1) 辞退届は、制限付一般競争入札参加申込書の提出後に辞退する場合又は入札書郵送後に辞退する場合のいずれかに限り提出していただく必要があります。初度の入札に参加した場合であっても、二回目の公告時にあらかじめ辞退届を提出する必要はありません。

なお、辞退届の様式については、「制限付一般競争入札公告（電力供給）」のページ内に掲載しております。

(2) 現在の契約内容は、次のとおりです。

施設名	契約電力会社	契約種別	自家発補給電力契約の有無
会津若松市役所本庁舎	東北電力株式会社	業務用電力、高圧電力（仮設）	無
会津若松市役所追手町第二庁舎	//	業務用電力、高圧電力	//
会津若松市生涯学習総合センター	//	//	//
会津若松市立鶴城小学校	//	//	//
会津若松市立第二中学校	//	//	//
会津若松市立湊学園前期課程	//	//	//
会津若松市立湊学園後期課程	//	//	//
会津若松市歴史資料センター	//	//	//
会津若松市中央保育所	//	//	//

(3) 「制限付一般競争入札公告（電力供給）」のページ内に Word 形式で入札書及び制限付一般競争入札参加申込書の様式を掲載します。

(4) 入札参加資格登録時に提出いただいている債権者登録申請書に記載のある銀行口座に振り込むことを予定しております。

請求書は、本案件の需要場所である 9 施設ごとに作成していただく必要があります。1 施設に係る請求内容を、さらに分割して請求書を作成いただく必要はありません。

(5) 契約書（案）（電力契約条項第 30 条）の規定に基づき、発注者及び供給者の協議に基づき決定するものとします。

(6) 契約電力の変更希望及び予定はありません。ただし、電力供給仕様書に記載のあるとおり、各月の契約電力は、その月の最大需要電力（需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいう。）と前 11 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値となった場合は変更するものとします。

(7) 電力供給仕様書 5(6)により、仕様書、契約書（案）に定めのない事項、疑義のある事項については、協議して定めることといたします。

(8) 開札後は、すみやかに契約書の作成、提出をいただきますようお願いいたします。

(9) 電気料金は、電力供給契約条項第 12 条第 3 項により、供給者による適法な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払います。

(10) 本市では、Web 上からダウンロードする請求書での支払いはできません。

そのため、以下のいずれかの方法で作成された請求書が必要となります。

①電子メールによる電子データの請求書

ア) 押印を省略し、かつ請求書の空きスペース等に発行責任者の職氏名及び連絡先並びに担当者の職氏名及び連絡先の表記があるもの

②紙による請求書

ア) 入札参加資格登録申請時に提出した使用印鑑届の印鑑が押印されたもの

イ) 押印を省略し、かつ請求書の空きスペース等に発行責任者の職氏名及び連絡先並びに担当者の職氏名及び連絡先の表記があるもの

(1) 線検針及び分散検針いずれの場合も、福島県の地域を供給区域とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件によります。

(2) 契約書（案）（電力契約条項第 14 条）の規定に基づき協議するものとします。